字鶴越　三六三三番一
三六三〇番
三六五二番
三六五三番一
三六五三番二
字塩迫　二四一三番二
二四一一番
二四〇七番
二四〇五番
八号
九号
十号
十一号及び十二号
十三号
十四号
十五号
十六号及び十七号
十八号から二十一号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を平成十六年国土交通省告示第五十三号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丁字古田
一〇五四番二　一号及び二号
一〇五六番一　三号
一〇六三番一　四号

○近畿地方整備局告示第百七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年五月十八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人兵庫県住宅建築総合センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	山川　憲次

(2)　変更年月日　平成二十三年五月一日

○北海道開発局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月十八日から一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月十八日

北海道開発局長　高松　泰

一　道路の種類及び路線名　一般国道　五号
二　道路の位置　北海道札幌市中央区北一条東一丁目四番一号地先から同市中央区北一条東一丁目二番五号地先まで
〃　〃　北海道札幌市中央区北一条西一丁目二番三号地先から同市中央区北一条西一丁目一番一号地先まで
縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名　公園管理者　札幌市長　上田　文雄
住所　札幌市中央区北一条西二丁目
三　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「創成川公園と一般国道五号との兼用工作物管理協定」に記載
四　管理の期間　平成二十三年四月一日から本協定の存続する日まで

国会事項

衆議院

議案撤回申出

五月十六日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。

国会審議の活性化のための国会法等の一部を改正する法律案（小沢一郎外四名提出、第百七十四回国会衆法第二〇号）

衆議院規則の一部を改正する規則案（小沢一郎外四名提出、第百七十四回国会衆規第一号）

質問書提出

五月十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「ふるい下米」販売に対する日本農林規格法の表示義務化に関する再質問主意書（木村太郎提出）

外国人漁業の規制に関する法律の適用に関する質問主意書（浅野貴博提出）

議事日程

五月十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十四号
平成二十三年五月十七日（火曜日）
午後一時開議

第一　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第二　資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第三　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律案（内閣提出、参議院送付）

第四　航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第五　総合特別区域法案（内閣提出）

参議院

議案付託

五月十六日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

社会保障に関する日本国とブラジル連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一八号）

外交防衛委員会に付託

質問主意書転送

五月十六日次の質問主意書を内閣に転送した。

東京電力福島第一原子力発電所の原子力災害に関する質問主意書（嶺崎陽輔提出）（第一四七号）

薬物乱用防止についての普及啓発活動に関する質問主意書（加藤修一提出）（第一四八号）

観光施策の見直しに関する質問主意書（加藤修一提出）（第一四九号）

米軍キャンプ朝霞跡地への国家公務員宿舎建設事業再開に関する質問主意書（又市征治提出）（第一五〇号）

人事異動

外務省

（在ニューヨーク日本国総領事館領事）外務事務官　八重樫永規
辞職を承認する（四月三十日）

（在ペルー日本国大使館参事官兼在リマ日本国総領事館総領事）外務事務官　福田　進
在カルガリー日本国総領事館総領事に転任させる

（在タイ日本国大使館参事官（公使））同　伊藤　伸彰
在ウラジオストク日本国総領事館総領事に転任させる（以上五月一日）

（イタリア国駐箚）特命全権大使　河野　雅治
兼ねてアルバニア国サンマリノ国マルタ国駐箚を命ずる

（欧州連合日本政府代表部在勤）同　小田野展丈
欧州連合日本政府代表部在勤を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（査察担当）

（マレーシア国駐箚）同　堀江　正彦
マレーシア国駐箚を免ずる
臨時に外務省本省の事務に従事することを命ずる（地球環境問題担当）（以上五月十三日）